



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *1 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (果樹園芸課)
- 告示
 - 26 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)
 - 27 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 28 " (")
 - 29 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
 - 30 " (")
 - 31 " (")
 - 32 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会推進課)
 - 33 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")
 - 34 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
 - 35 肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
 - 36 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
 - 37 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (出納室)
- 監査公表
 - 監査公表第1号
 - 監査公表第2号

規 則

和歌山県規則第1号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和25年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(届出の経由)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別記第2号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第26号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
佐田石油店 佐田登嗣
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
紀の川市名手市場135
- 3 特約業者の指定年月日
平成20年1月1日

和歌山県告示第27号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年2月25日まで縦覧に供する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年12月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人ゆうゆうスポーツクラブ海南
- 3 代表者の氏名
川久保省吾
- 4 主たる事務所の所在地
海南市大野中1106番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、各種生涯スポーツ振興に関する事業を行い、青少年の健全育成、市民の健康増進を図るとともに、市民間の絆を強め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第28号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成20年2月25日まで縦覧に供する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年12月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人かたつむりの会
- 3 代表者の氏名
河原美和子
- 4 主たる事務所の所在地
田辺市上屋敷一丁目1番32号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者やひきこもりの人など、支援を必要とする人に対して、就労・生活・発達支援に関する事業を行い、あわせて「街づくり」や「環境保護」の活動を行うことにより、すべての人が安全でゆたかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第29号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成20年2月25日まで縦覧に供する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年12月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山からJリーグチームをつくる会
- 3 代表者の氏名
西平都紀子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市十一番丁10番地 Jamビル
- 5 定款に記載された目的
この法人は、和歌山にJリーグチームをつくる為の支援を行うと同時に、和歌山県における様々なスポーツの普及、振興に努め、県民の体力向上及び、意識向上、スポーツを通じての犯罪防止、青少年健全育成を行い、和歌山県全体

における経済・文化等の活性化に寄与し、スポーツの盛んな和歌山、「元氣和歌山」を目指すことを目的とする。

和歌山県告示第30号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成20年2月25日まで縦覧に供する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年12月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人はまゆうグループ
- 3 代表者の氏名
中公之
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市友田町4丁目18番
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域社会の中で文化活動及びスポーツを通じてまちづくりの推進を図るとともに、公園緑地、文化施設、スポーツ施設、及びこれらの関連施設の有効活用のための調査・研究・管理を行い、もって地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第31号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成20年2月25日まで縦覧に供する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年12月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山県介護支援専門員協会
- 3 代表者の氏名
崎山賢士
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛
- 5 定款に記載された目的

本会は、介護支援専門員の職務を遂行していくため、職域、所属の枠を超え、職業倫理の高揚に努め、また、介護支援サービスに関する知識・技術を研鑽し専門性を高め、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106301	医療法人福慈会	和歌山市和歌浦東3丁目5番31号	福昭人	ケアプランセンター福慈会	和歌山市和歌浦東3丁目5番31号	居宅介護支援	平成20.1.1 平成25.12.31
3070106293	株式会社朋久	和歌山市秋月198	田原サヨ子	ケアプランセンター太和良家	和歌山市秋月198-14	居宅介護支援	平成20.1.1 平成25.12.31

和歌山県告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

で、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106129	特定非営利活動法人たいさんぼく	和歌山市満屋260	芹生登美	デイサービスセンターたいさんぼく	和歌山市満屋260	介護予防通所介護	平成20.1.1 平成25.12.31

和歌山県告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106319	医療法人福慈会	和歌山市和歌浦東3丁目5番31号	福昭人	ヘルパーステーション福慈会	和歌山市和歌浦東3丁目5番32号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.1.1 平成25.12.31
3072200821	株式会社響	田辺市神子浜2-19-40	坂口千鶴	いろは訪問介護サービス	田辺市神子浜2-19-40	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.1.1 平成25.12.31

3061390054	株式会社ビッグブラネット	東京都大田区田園調布本町57番2号	大角俊生	訪問看護ステーションそら	伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.1.1 〔平成25.12.31〕
3070106327	医療法人福慈会	和歌山市和歌浦東3丁目5番31号	福昭人	デイサービス福慈会	和歌山市和歌浦東3丁目5番32号	通所介護・介護予防通所介護	平成20.1.1 〔平成25.12.31〕
3070104959	株式会社家具ノ谷沢	和歌山市鷺ノ森西ノ丁25番地	谷澤博司	さぎのもり	和歌山市鷺ノ森西ノ丁25番地	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.1.1 〔平成25.12.31〕

和歌山県告示第35号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第1

6条第1項の規定により公告する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第729号	乾燥菌体肥料	5.5乾燥菌体肥料M	窒素全量5.5 りん酸全量3.5	公定規格のとおり	和歌山県農業協同組合連合会 和歌山市美園町5丁目1番地の1	平成22年12月26日
和歌山県第730号	乾燥菌体肥料	5.5乾燥菌体肥料K	窒素全量5.5 りん酸全量3.5	公定規格のとおり	和歌山県農業協同組合連合会 和歌山市美園町5丁目1番地の1	平成22年12月26日

和歌山県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

みなべ町東神野川地区

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
神野川支湫（5-388-2-029）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第37号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、平成20年1月15日から施行する。

平成20年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 3 収納代理金融機関の表中
- | | |
|--|-------------------|
| | 「新宮信用金庫
湯浅信用金庫 |
|--|-------------------|

「 同上 同上	を「新宮信用金庫
---------------	----------

「 同上	」に改める。
---------	--------

監査公表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成19年11月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年1月15日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

- 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
南紀白浜空港管理事務所	平成19年11月26日
教育委員会給与課紀南分室	"
和歌山県教育センター学びの丘	"
和歌山県立田辺高等学校・中学校	"
和歌山県立田辺工業高等学校	"
和歌山県立神島高等学校	"
和歌山県立南紀高等学校	"
和歌山県立熊野高等学校	"
和歌山県立南紀養護学校	"
和歌山県立はまゆう養護学校	"
和歌山県田辺警察署	"
和歌山県白浜警察署	"
南紀白浜空港ビル株式会社	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成19年11月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年1月15日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
- 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
西牟婁振興局総務室	平成19年11月28日
西牟婁振興局健康福祉部	"
西牟婁振興局産業振興部	"
西牟婁振興局建設部	"
紀南県税事務所	"
和歌山県紀南児童相談所	"
和歌山県立田辺産業技術専門学院	"
特定非営利活動法人和歌山IT教育機構	"
紀南地方児童福祉施設組合	"
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

西牟婁振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約702万7千円の未収金となり、前年度末に比し約7万円の減少となっている。

今後も、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

西牟婁振興局建設部

土木使用料(公営住宅及び駐車場)の収入未済額は、平成18年度末で約2,728万円(うち公営住宅に係るものにあつては約2,518万円、駐車場に係るものにあつては約210万円)となっており、前年度末に比し約449万円の減少となっている。

今後も、滞納者等に対し、納付誓約の履行を遵守させるなど納付指導を強化するとともに、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、法的措置の適用を図るなど、債権管理に努められたい。

紀南県税事務所

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成18年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億163万円と前年度末に比し約3,578万円の減少となっている。個人県民税を加えると、約5億6,191万円(対前年度末約3,639万円の減少)となっている。

今後も、継続的な交渉や資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努め、厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、関係市町村とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に基づき市町村から徴取引継を行うなど、協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

和歌山県紀南児童相談所

平成18年度末における児童福祉施設負担金の未収金は13名で約647万円となり、前年度末に比し約79万円の増加となっている。

平成18年10月から障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき利用者を利用施設とが契約を締結する制度が導入された。

このため、紀南児童相談所における児童福祉施設負担金の調定額は、今後、減少すると予測されるが、依然として多額の未収金が残っている。

今後も障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、未収額の縮減に向け、納付の指導体制強化に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。